

高齢者虐待防止対策について (養護者)

青森市 福祉部 高齢者支援課

令和7年度 介護サービス事業者等集団指導

高齢者虐待防止対策(養護者)についてご説明いたします。

○高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 【高齢者虐待防止法】（平成18年4月1日）

- ・市町村の第一義的な責任

- ・高齢者虐待の早期発見や虐待を受けた高齢者の保護のための施策への保健・医療・福祉関係者の協力

高齢者虐待とは、高齢者の心や身体に深い傷を負わせたり、基本的な人権の侵害や尊厳を奪う行為を言います。高齢者虐待は、高齢者の尊厳を侵す深刻な問題ですが、特定の人や家庭で起こるものではなく、どこの家庭でも起こりうる身近な問題です。

国においては、高齢者に対する虐待が深刻化してきているという認識のもと、高齢者の人権・利益を守るために高齢者虐待の防止等に関する行政の責務、虐待を受けた高齢者の保護のための措置、養護者の負担軽減などを鑑み、平成18年4月1日に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」を施行し、高齢者虐待の防止、虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び養護者に対する適切な支援について、行政が第一義的な責任を持つことに加え、保健・医療・福祉関係者が施策へ協力することを明記しておりますので、介護サービスの事業所の皆様に対し、高齢者虐待の対応状況等をご説明いたします。

高齢者虐待への対応状況等

養護者による高齢者虐待の相談・通報が最も多いのは、警察で、次いで高齢者本人や家族との信頼関係が築きやすいケアマネジャーや**居宅サービス事業者の皆様**です。

高齢者の介護の現場におられる皆様の日常的な活動が、高齢者虐待の防止や早期発見につながりますので、ケアマネジャーや居宅サービス事業者の皆様には、今後も、ご理解とご協力をお願いします。

※養護者には、高齢者の世話をしている家族、親族、同居人、知人等が該当します。

〔表①〕青森市の養護者による高齢者虐待相談・通報件数、虐待判断件数 (件)

年度	R4	R5	R6
相談・通報件数	148	122	131
虐待と判断した件数	43	46	38

〔表②〕養護者による虐待についての相談・通報者（令和6年度）

(人) ※複数回答

項目	介護支援専門員(ケアマネジャー)	介護保険事業所職員	医療機関従事者	近隣住民・知人	民生委員	被虐待者本人	家族・親族	虐待者自身	当該市町村行政職員	警察	その他	合計
人数	23	10	4	1	1	6	9	1	3	71	3	132
構成割合(%)	17.4	7.6	3.0	0.8	0.8	4.5	6.8	0.8	2.3	53.8	2.3	100.0

高齢者虐待への対応状況等についてです。

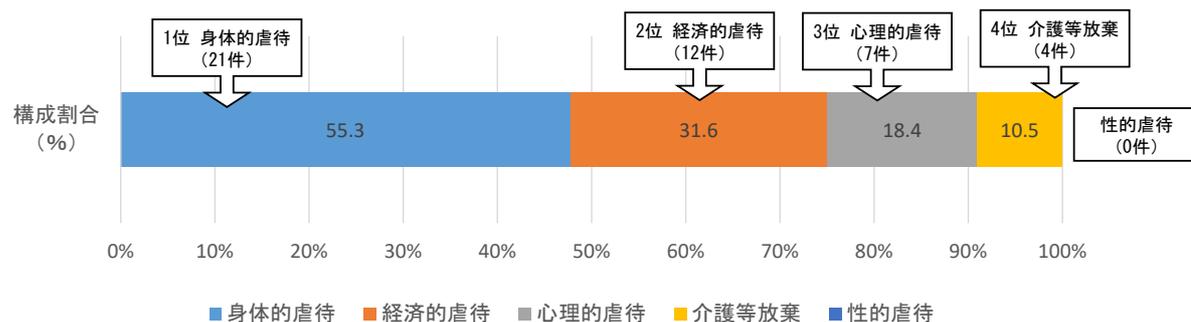
○養護者とは高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等のことを言います。同居してなくても、身近の世話をしている家族・知人等が養護者に該当する場合があります。

○青森市の養護者による高齢者虐待の相談・通報件数については、ここ3か年は100件を超えています。

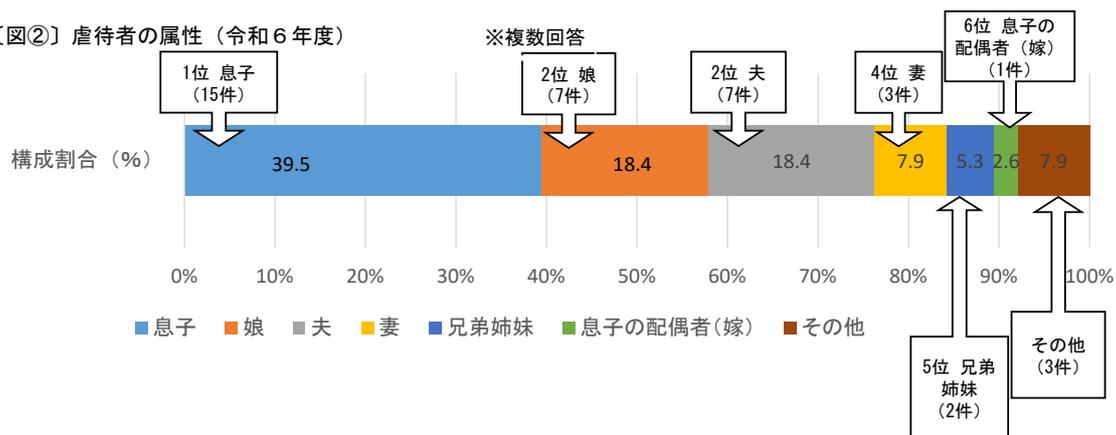
○養護者による虐待についての相談、通報者については、警察以外に、高齢者本人や家族との信頼関係が築きやすいケアマネジャー、介護保険事業所職員からの相談・通報が多くなっています。

○ケアマネジャーからの相談・通報については、介護保険事業所職員からの報告や被虐待者本人からの申告によって虐待を把握し、通報することが多いです。介護保険事業所からの相談・通報については、通所サービス利用時の利用者の発言や傷痕等の発見により把握し、通報することが多くなっています。ケアマネジャーの皆様や介護保険事業所の皆様の日常的な活動が、高齢者虐待の防止や早期発見につながっていることがわかります。

〔図①〕 養護者による虐待の種別（令和6年度） ※複数回答



〔図②〕 虐待者の属性（令和6年度） ※複数回答



○虐待の種別についてですが、身体的虐待が21件と一番多く、次いで経済的虐待、心理的虐待の順で多くなっています。

○虐待者の属性については、息子が39.5%と一番多く、次いで娘、夫が多くなっています。

高齢者虐待のサインへの気づき

高齢者虐待をしている家族には、「虐待をしている」という自覚がない場合が多く、虐待を受ける側にも、家族をかばう気持ちや世間に知られたくないという気持ちがあったり、本人自身が虐待を自覚していないケースもあります。

ただし、当事者の自覚の有無に関わらず、客観的にみて権利侵害が行われている場合には、その行為は「虐待」とみなされます。

高齢者虐待の早期発見には、高齢者の身近にいるかたの「気づき」が非常に重要であり、これによってその後の支援内容も大きく変わってきます。

- ・入浴の際に、身体に傷やあざを見つけたことはありませんか？
- ・介護に悩んでいるご家族はいませんか？
- ・デイサービスなどで、愚痴をこぼしたり、家に帰ろうとしない利用者さんはいませんか？
- ・医療、介護保険サービスの利用を拒否しているご家族はいませんか？
- ・担当のケアマネジャーと会うことを拒否するご家族はいませんか？



※「高齢者虐待防止マニュアル」内、高齢者虐待早期発見のためのチェックリスト（P11～12）をご活用ください。

4

《 高齢者虐待のサインへの気づき 》

高齢者虐待の防止や早期発見には、身近にいる方の「気づき」が非常に重要です。虐待が疑われる場合、何らかのサインやSOSが発せられている場合があります。

市が作成した「高齢者虐待防止マニュアル」には、高齢者虐待の早期発見のためのチェックリストを掲載しています。是非ご活用いただき、適正な支援につなげていただきますようお願いいたします。



- 高齢者虐待は身近で起こっています。
- 皆様の「気づき」で虐待を受けている高齢者を救うことができます。
- 「あれっ！おかしいな・・・」と思ったら、ご連絡・ご相談ください。
- 高齢者虐待の緊急性を判断し、事実確認(必要な場合は、立入調査)や支援(必要な場合は、養護老人ホームへの措置や、やむを得ない事由による措置)を行います。

通報・相談先等

青森地区	高齢者支援課 (平日8:30~18:00)	TEL017-734-5206 (直通)
	本庁舎守衛室 (夜間・土・日・祝日)	TEL017-734-1111 (直通)
浪岡地区	健康福祉課 (平日8:30~18:00)	TEL0172-62-1134 (直通)
	浪岡庁舎守衛室 (夜間・土・日・祝日)	TEL0172-62-1111 (直通)

高齢者虐待防止マニュアル

《掲載場所》青森市ホームページ (<https://www.city.aomori.aomori.jp>)

ホーム>福祉・健康>福祉>高齢福祉>高齢者の虐待防止



5

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」では、虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者に対し、市町村への通報義務等が規定され、通報により、高齢者虐待の緊急性を判断し、事実確認や支援を行うこととなります。

⇒「あれっ！おかしいな・・・」と思ったら、通報・相談先にご連絡・ご相談ください。

介護保険事業所等から「あざ」等の報告があった際、その発見から市や包括への相談までに時間差があると、あざの原因や発生時の様子等「事実確認」ができないことがあるため、それらはタイムリーに行っていく必要があります。

また、虐待と疑われることがあった場合、日時などを記録しておくことも必要です。そのためには虐待と捉えられるものが何なのかを理解することも重要です。

本市では、高齢者虐待防止に取り組んでいく上で、早い段階で把握を行い、早期の対応をすることが必要なことから、関係機関や介護サービス事業者の皆様が、高齢者虐待のサインに気づき、円滑に養護者支援につなぐための対応の手引きとして、「高齢者虐待防止マニュアル」を作成しておりますので、ご活用くださるようお願いいたします。

高齢者虐待防止マニュアルは、市ホームページに掲載しておりますので、是非ご覧ください。

高齢者虐待の防止、早期発見早期対応には皆様のお力が必要です。今後ともご協力のほどよろしくお願いいたします。